

短期滞在数次査証の導入

以下の要件を満たすラオス国民の一般旅券所持者に対して、原則として3年間有効の数次査証を発行しています。

(1) 渡航目的

在留資格「短期滞在」(滞在期間15日以内)に該当する全ての活動

(2) 対象者

ICAO標準のMRP又はIC一般旅券を所持し、かつ、数次査証の発給を希望するラオス国内に居住するラオス国民であり、次に該当する者。

(イ) 過去3年間に我が国への短期滞在での渡航歴が2回以上あり、その間に我が国国内法令に違反するなど、我が国における入国・在留状況に問題が認められなかった者であって、経済支弁能力を有する者。

「提出書類」

査証申請書(写真貼付) 旅券(ICAO標準のMRP又はIC一般旅券) 過去3年以内に我が国への短期滞在での2回以上の渡航歴が確認できる資料(現有旅券或いは旧旅券) 預金通帳或いは銀行のバランスシート 在職証明書 ラオス国内に居住していることが確認できる資料 数次の渡航目的を説明する資料 ラオスの戸籍

*** 審査に必要な場合には、上記以外の資料の提出を求めています。**

(ロ) 十分な経済力を有する有職者及びその配偶者・子供。

「提出書類」

査証申請書(写真貼付) 旅券(ICAO標準のMRP又はIC一般旅券) 預金通帳或いは銀行のバランスシート(1年間の記録があるもの) 在職証明書(月収又は年収の記載があるもの)又は年間所得のわかる納税証明書等 ラオス国内に居住していることが確認できる資料 数次の渡航目的を説明する資料 ラオスの戸籍

*** 審査に必要な場合には、上記以外の資料の提出を求めています。**